

香川県企業ガイドブック作成業務委託仕様書

1 業務名称

香川県企業ガイドブック作成業務

2 業務目的

学生や若者（以下「学生等」という。）の興味・関心が高い業界の県内企業等（以下「企業」という。）を掲載した冊子を作成し、広く県内外の学生等に企業の魅力等を発信することにより、学生等の県内就職を促進し、企業の人材確保に向けた支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 契約限度額

8,975,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

掲載候補企業を選出した上で、企業に取材等を行い、香川県企業ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を作成する。なお、学生等が企業への就職に興味・関心を持つような内容及びデザインとすること。

（1）掲載候補企業の選出

ア 香川県の産業構造及び学生等の興味・関心が高い業界等を勘案し、県を代表し、学生等が就職先として魅力を感じる企業（約150社）を、選出基準の優先度合いに応じて、複数段階に分けて選出する（段階は3～5区分程度）。その際、選出基準を選出前に提示し、県の上承を得ること。なお、掲載候補企業は、選出時点において、次の①～②の要件に該当する企業とすること。

- ① 香川県内に本社または事業所を有すること。
- ② 就職支援サイト「ワクサポかがわ」に登録していること。

イ アで選出された掲載候補企業から、県が選定した企業（約130社）に対して、掲載希望及び2026年4月の新卒者採用予定の有無を確認し、県に報告する。報告内容を確認のうえ、県が掲載企業を最終決定する。

県が選定した企業に、掲載希望を確認する際には、個別企業に丁寧な説明を行うとともに、後日対応記録を県に提出すること。

（2）ガイドブックの作成

ア 仕様

A5縦、カラー、マットコート紙、190ページ程度

※冊子と合わせてPDF及び編集可能なデータを提供すること。

イ 部数

3,000 部

ウ 掲載内容

- ① 香川県の魅力（住みやすさ、働きやすさ、働きがい）

※都会と比較（賃金や家賃、物価水準など）〔6 ページ程度〕

- ② シェアトップ企業・上場企業の紹介〔2 ページ程度〕

- ③ 業界地図〔24 ページ程度〕

※香川県を代表する業界や学生等に人気のある業界など（20 業界程度）について、県内に本社を置く企業 800 社程度を目安として掲載する。

（掲載内容：売上高、本社所在地（市町）、企業の特徴等）

なお、掲載する業界や企業、掲載企業数などについて、県と協議すること。

- ④ 香川県で働く人にインタビュー〔10 ページ程度〕

- ⑤ 企業インデックス（エリア、業種）〔4 ページ程度〕

- ⑥ 企業紹介（約 130 社を選定し、1 社 1 ページで構成）〔130 ページ程度〕

- ⑦ 県の窓口（就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）、就職支援サイト「ワクサポかがわ」）等への誘導〔6 ページ程度〕

- ⑧ その他学生を惹きつける特集〔8 ページ程度〕

※ガイドブックの構成は、上記①～⑧を基本とするが、本業務の目的を達成するために、追加または変更して企画提案することを妨げない。なお、掲載内容は、その都度、県と協議の上、決定することとする。

エ 納期

令和 7 年 3 月 17 日（月）

オ 納入場所

香川県就職・移住支援センター

（3）計画書の作成

契約締結後、掲載候補企業の選出から原稿作成、印刷、納品に至るまでのスケジュールを作成し、速やかに提出すること。

6 留意事項

- （1）受託者決定後、協議により、採用した企画を一部変更することがある。
- （2）受託者は、本業務を統括する責任者を 1 名配置するほか、業務を円滑に進行するために必要な人員や組織体制を整え、本業務を実施すること。
- （3）受託者は、業務遂行にあたり、県と随時連絡調整を行い、本業務を円滑に遂行すること。
- （4）本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定するすべての権利）は、県に帰属し、著作物を県が編集またはホームページやパンフレット等の印刷物等に利用する場合、追加負担は発生しないものとする。
- （5）受託者は、県及び県に利用を許諾された第三者による（4）の著作物の利用につい

て、著作権者人格権を行使しないものとする。また、受託者は、当該著作物の著作権者が受託者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置を講じなければならない。

- (6) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (7) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。
- (8) 本業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に再委託する場合、予め県と協議を行い、県が承認した場合のみ可能とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、事前に協議すること。